



その7 運輸部

交通バリアフリー法における旅客の基準について

I 交通バリアフリー法について

我が国においては、諸外国に例を見ない急速な高齢化が進展しており、二〇十五年には国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予想されています。また、約三百万人の身体障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼイションの理念に基づき、障害を持たない人と同様のサービスを受けることができるよう配慮することが求められています。

このため、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備する

II 旅客船のバリアフリー 基準について

海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者が平成十四年五月十五日以降、新たに当該事業の用に供する船舶

ただし、以下のものについては、基準によらないことができる。

災害等のため一時使用するもの（第一条）

総トン数五トン未満のもの（第五十五条第一項）

2 認定条項

適用対象船舶のうち以下のものであって、地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）が認定したものについては、各規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ことに指定した規定は適用しない。

る」とが急務となっています。こうしたなか、高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦などの公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進及び安全性の向上の促進を図るために、平成十二年五月十七日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関に関する法律（以下「交通バリアフリー法」といふ。）」が公布されました。

以下標記基準について説明する。

III 設備の設置数根拠

構造又は航行の態様が特殊なもの（第五十五条第一項）の（第五十五条第一項）平成十四年五月十四日までに船舶検査証書の交付を受けたもの（附則第二条第七項）

バリアフリー客席基準適合客席

適用対象：旅客定員二十五人に対する割合で設置すること。

車いすスペース

適用対象：旅客定員百人に対し一個以上の割合で設置すること。

バリアフリー便所

適用対象：船舶設備規程第百七条又は小型船舶安全規則第八十条の二において大便所の設置が義務付けられている旅客船（最大搭載人員五十人）に対して一以上。

バリアフリー食堂の車いす使用

経路の概念図

